

一般取引資料せんの 提出のお願いについて

税務行政につきましては、日頃からご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、税務署におきましては、適正・公平な課税の実現のため、各種の資料情報の収集に努めており、例年8月頃に管内の法人及び個人事業者の方へ、売上、仕入、費用及びリベート等に関する資料の提出をお願いしております。

本年においては、令和6年8月20日（火）に依頼文書の発送を予定しておりますので、会員の皆様におかれましては、資料提出へのご協力をお願いいたします。

なお、提出に当たっては、資料せんデータをCD又はDVDに格納して提出いただくようご協力をお願いいたします。

【提出対象期間】

提出対象期間については、「令和5年1月～令和5年12月の1年間」としてはありますが、法人につきましては「直近事業年度1年間」を対象期間としていただいても差し支えありません。

【光ディスク等で提出する資料せんの作成方法】

札幌国税局ホームページの『税に関する情報』から『一般取引資料せんの提出』を参照ください。

(<https://www.nta.go.jp/about/organization/sapporo/shiryo/index.htm>)



【資料せんに関するお問合せ】

資料せんの作成方法などご不明な点については、対象者へ送付した提出依頼文書「売上、仕入、費用及びリベート等に関する資料の提出のお願いについて」に記載されている税務署又は業務センター室の担当者までお問い合わせください。